

行政手続部会 議事概要

1. 日時：平成31年3月25日（月）9:58～11:49

2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、林いづみ

（専門委員）大崎貞和、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎

（事務局）石崎参事官、谷輪参事官

（政府）奥田内閣官房IT総合戦略室内閣参事官

（ヒアリング出席者）株式会社グラファー：石井代表取締役兼CEO

株式会社グラファー：井原取締役兼COO

警察庁：小田部長官官房審議官

警察庁：谷長官官房参事官

警察庁：中村生活安全局生活安全企画課

犯罪抑止対策室長

警察庁：高井生活安全局調査官

農林水産省：山本サイバーセキュリティ・情報化審議官

農林水産省：廣野水産庁資源管理部漁業調整課長

農林水産省：安藤大臣官房広報評価課情報管理室長

4. 議題：

（開会）

1. 民間事業者によるIT技術を活用した行政手続簡素化等の取組について

（株式会社グラファーからヒアリング）

2. 関係省庁からのヒアリング

・重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（警察庁、農林水産省からヒアリング）

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間となりましたので、「行政手続部会」を開会させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、野坂委員、原委員、川田専門委員、國領専門委員が御欠席でございます。

安念部会長代理は、遅れて御出席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の1つ目として「民間事業者によるIT技術活用した行政手続簡素化等の取組について」を取り上げたいと思います。

本日は、株式会社グラファターの石井様、井原様にお越しをいただいております。

IT技術を活用した簡素化の取組や、今後の課題に関しまして、御説明を頂戴したいと思います。

お忙しいところ、どうもありがとうございます。

それでは、石井様、井原様、20分程度で御説明を頂戴したいと思います。

よろしく申し上げます。

○石井代表取締役兼CEO 御紹介ありがとうございます。株式会社グラファターの石井と申します。本日は、よろしくお願いいいたします。

本日は、私ども株式会社グラファターが民間事業者として事業者さんや個人の方の行政手続を効率化するいろんなウェブサービスを提供しておりますので、そういったことの御紹介、それから、事業をする中で、いろいろ感じている課題の共有などをさせていただければと思います。

お手元に資料をお配りしておりますので、そちらに沿って御紹介させていただきます。

まず、最初の1ページ目は、会社紹介ですので飛ばさせていただいて、2ページ目から行きたいと思いますが、皆さんも御存じのとおり、行政手続というのは、誰もが避けて通ることができないと、国と地方を合わせて4万6000種類以上の手続があって、特に地方のほうに行きますと、自治体さんごとに窓口で運用が結構違ったりしているというようなことがあります。

このたくさんあって、誰もが避けて通ることができない行政手続なのですが、次のページの3ページのところで、非常に便利だとは言いがたいところがあります。これは、皆さん、御存じのとおりだと思うのですが、我々は、そのサービスを提供するに当たりまして、何がどう不便なのかというのをいろいろ自分たちなりに分析していった結果、大きくこの4つの要因だろうと考えております。

それが、管轄、提出先がばらばらであること。それから、紙の書類を作らなければいけないということですね。それから、窓口へ実際に行ってやる手続がいまだに非常に多くありますので、そこで待たされたり、個人の方ですと、有給休暇を消化して、本来、遊んだりするところを、休むところを手続のために並んでいるということが起きています。

それから、電子申請というものは、今、国でもいろいろやられておりますけれども、なかなか使い勝手の問題がありまして、例えば、Windows PCでしかできない。スマートフォンではできなかったりとか、あるいはMacとか、別のOSだと使えないというようなこともあったり、なかなか普及が進んでいないのかなというところがあります。

ですので、こういったことを解決するようなサービスができないかということで、我々、そのために会社を創業したわけでございます。

次のページの4ページ目なのですが、これも皆様、もう御存じかと思うのですが、

実際、行政手続の効率化という話をしますと、もちろん、国であったり、自治体の業務効率化という目線で語られることも多いですが、我々が着目したのは、そうではなくて、手続をする側の個人とか、事業者さんのほうのコストということですね。

こちら日本では、なかなかどのぐらい手間をかけているのかというような試算はないのですが、欧米のほうでは、2000年代半ばぐらいに、いろんな試算を出してございまして、イギリスなどですと、その当時、131億ポンドの手続コストを事業者はかけている。これは、いわゆる書類を作ったり、申請するための作業する人件費として、このぐらいあると、当時のGDPで見ますと、イギリスのGDPの1%ぐらいに相当します。

デンマークですとか、エストニアですとか、いろんな国で、こういった試算が行われていて、大体GDP1%から2%ぐらいのコストが人件費として書類を作ったり、出したりするために費やされていると。

我々は、ここに注目して、日本に置き直すと5兆、10兆という話になるのですが、こういう事業者さんが、あるいは個人の方が行政手続に費やしているコストを効率化するサービスを提供すれば、そこから市場が生まれてビジネスになるのではないかとということで創業をさせていただいたわけでございます。

次のページへ行っていただいて、では、その不便な手続をどう効率化していくかということなのですが、これは、実際、今、国であったり自治体さんで検討されているような行政手続の改革と、ほとんどコンセプトは一緒にはなるのですが、今のところ、利用者さんは、大体いろんなあちこちの窓口、あちこちのウェブサイトで、それぞれ一件一件手続をやりまして、そのためにいろいろ資料を読み込んだりして、勉強をしているという実態があるのですが、我々は、そこにグラファターのサービスを入れることで、右側のように利用者も一カ所のウェブサイトとかアプリで全部手続ができてしまうと。

よく言われるワンストップというのが、そういったことになりますし、あとは、実際、我々のサービスですと、後ほどデモもお見せしますが、1回基本的な氏名、住所とかといった情報を入れれば、全ての手続書類にぱっと印字されて出てくるような、いわゆるワンストップというのも、このサービス上で実現するということが、民間サービスなのでありますが、仮想的な電子政府として事業を立ち上げようということをしていると。

いわゆる行政と利用者の中に立つ、インターフェースとして事業をやっているということになります。

利用者さんが我々に1回手続を、いろいろ申し込みをしていただければ、残りのいろいろな手続のプロセスを我々が代行したりとか、あるいは電子申請できるようなものができるようにしたりといったことを通じて、1カ所でできるようにしているというのが、サービスの概要でございます。

次のページに行っていただいて、コンセプトとしては、そのようなことなのですが、具体的に4万6000種類もある手続をどういうふうにカバーしていくのかということも考えたのが、このページなのでありますが、たくさん、建築確認のような大きなものか

ら、住民票の異動のような、ちょっとした個人の手続など、いろんな手続があるのですが、我々が分析していった結果、手続のプロセスというのは、ここにあるように、上から4ステップに分けられるだろうと、これは、行政手続法という法律がありますから、どの手続でも基本的には一緒です。

それは、上から書いてあるとおり調べるといことですね。今、何の手続を自分はやらなければいけないかと、まず、わからないので調べる。

それから、やるべきことを洗い出す。要するに、この手続をやると決まったとしても、本当にいろんな条件によって場合分けがあるのです。例えば、戸籍の手続1つとっても、お子さんがいる場合にはどうするのだとか、あるいは会社の手続ですと、資本金何億円以上だと手続が違ったり、事業所が複数あったら更に手続が分岐するというふうに、かなり条件に合わせて手続は変わってくるのです。そういった条件を洗い出すというプロセスをほとんどの場合で踏まなければならない。

そこから先はシンプルでして、書類を作るといこと、それが3つ目です。

4つ目が提出するといことです。

それぞれにいろんな課題がありますと。調べるといことところで言うと、まず、必要な手続といものがわからなくて、よくあるのが、市役所でやる手続は、これなのですけれども、実際には税務署に行かなければいけないものがあったり、警察署に行かなければいけないものがあったりと、管轄がばらばらですから、全部でどれが必要かといものは、実は意外とわからないといようなことがあったりします。

それから、実施手順が複雑といものは、もちろんそうで、本当にいろんな行政のウェブサイトを見ますと、すごくいっぱい注釈が書いています。この手続をやらなければいけません。ただし、この場合はこうであるといものが、注20とかまであって、それぞれ理解していかないと手続ができないといことになっています。

3つ目のところは、先ほども申しましたとおり、同じ項目をいろんな書類に全部何回も書かなければいけない。

提出するといところは、ここもわかりやすいのですけれども、窓口で待ったりとか、あと、郵送請求とか、郵送手続ができるものでも、自分で全部封筒を用意して、印刷して封入するといものは非常に手間であると。

ですので、我々は4つのプロセス、4つの課題に対して、4つの解決策を出そうといことで事業をやっております。

1つ目が、手続情報メディアといこと、実際、手続について調べられる情報メディアといものを作っております。これも後ほど御紹介します。

それから、手続の洗い出し、タスク管理といものができるようにしてあげて、そして、ウェブから書類作成ができて、提出といものを効率化できればいいといこと、今、画面に映させていただいています、7ページのような製品群といものを構築しておるわけです。

この4つそれぞれ一つ一つ簡単に御紹介をさせていただきたいと思うのですが、大ざっぱな概観としては、個人向け、事業者さん向けで製品が分かれていて、まず「くらしのつづき」というウェブメディアで手続を調べられるというのは、事業者さんも個人も一緒にやっているのですけれども、それ以降のプロセスに関しては、個人向けと事業者向けで分けております。

個人向けですと「手続きガイド」「フォーム」「窓口印刷」「電子申請」といった形で、手続の流れに沿ってサービスを提供しておりまして、これは後ほどデモをさせていただきます。

事業者向けというのは、基本的に手続を洗い出してから実行するまでというのは、1つの業務の中で、担当のスタッフの方がやっていたりするので、分割するというよりは、1つのプロセスをそれぞれ1個の製品でできるようにしているというのが「法人証明書請求」となっています。

ここから先は、実際に、その製品を御紹介しながら見ていったほうがいいかなと思いますので、紹介を兼ねながらデモなどをさせていただきたいと思います。

まず、最初に、8ページ目でいいますと、右側のグラフは、「法人証明書請求」というものを御紹介させていただきたいのですが、これは簡単に言いますと、会社を設立して事業運営していると、かなりの頻度で履歴事項全部証明書、いわゆる法人登記簿謄本を出してくださいと、銀行さんだったりとか、取引先から求められて、あるいは手続が必要で出してくださいと言われてたりしますと。これは、基本的に法務局に行って取りに行くというのが、今までのやり方でした。

実際には、法務省さんもウェブサービスでウェブから証明書を請求できるというサービスも用意しているのですが、なかなか使い勝手がよくないと。例えば、平日しかログインできないとか、500円ぐらいで証明書が取れるのですけれども、オンラインバンキングでやらないといけないと、企業でオンラインバンキングとなりますと、経理部に決済フローを起案して、3営業日以内に振り込みますみたいになるのです。そうすると、500円で証明書を取るために、その何営業日というのは無理なので、結局、皆さん、取りに行っていたということがあったので、我々はそれに対して、24時間365日ログインできて、クレジットカードで簡単に決済できて証明書を取り寄せられるというようなものをリリースしました。

これに、今、印鑑証明書も入っておりますし、あとは、登記情報のPDFという、登記情報を確認できるだけのPDFのダウンロードなども対応して、今、お客さんが大変増えているところになります。

これも口で説明するよりも、見ていただいたほうが、多分早いと思いますので、ちょっと画面に映しながら、井原のほうより御紹介させていただきます。

○井原取締役兼COO 実際、今、法務省様のほうでも登記簿謄本の取り寄せ自体は、「かんたん証明書請求」というサービスで、実際に使えるようにはなっております、我々のほうで、最初、こちらを利用して実際に登記簿謄本の取り寄せというのを、幾つかのユーザ

一の方に使っていただくということをやっておりました。

見ていただいて分かる通り、実際、我々のサービスをしていても、スマートフォンから実際に使われる方が多いのですが、まだPCからどうしても使うという形になっていたりですとか、すごく細かい使い勝手というところなのですが、例えば、自分の会社を検索しようとしたときに、デフォルトの設定で検索すると、最初、市区町村の指定から必要になってくるので、全国を指定しないといけないですとか、あとは、行政系のホームページにありがちな全角でないと自分の住所を入力できないですとか、そういった細かい使い勝手の難しさというのがどうしてもありまして、そういったことを組み合わせていくと、どうしても、最初、我々、何人かのユーザーに実際に使ってみていただいたのですが、1時間ぐらいかかって、結局、使い方がわからないので、結果として法務局に実際に自分で取りに行かれる方が一番多かったという形になっておりまして、これらをもっと簡単にできないかと、そんな発想で、我々のほうで実際に法人の証明書請求を我々のサイトから簡単に取り寄せられるようにすると、同様に登記簿謄本を簡単に取り寄せられるようにするというようなサービスをリリースさせていただいております。

こちらのほうにも、実際に「かんたん証明書請求」から自分で取り寄せていただくことも可能ですということも書いているのですが、実際に、我々、「かんたん証明書請求」で取り寄せるよりも、プラスの利用料はいただいているのですが、逆に法務局に実際に行かれるよりも、我々のサービスを楽に使っていただくほうがよいのではないかと、そういったことも明示させていただいているのですが、それでも使っていただく方が多いです。

我々のサービスですと、そもそも自社というのが設定できるようになっておりますので、大体大半の人が自社の登記簿謄本を取り寄せられますので、自社の登記簿謄本を、例えば、取り寄せるということになると、ボタンを1つ押していただいて、自社ですので、お届け先に関しても、どこに対して取り寄せられるかというのは、自分の会社の所在地というのがワンクリックで設定できるようになっておりまして、クレジットカードも1回登録すれば、もう登録されている状態になりますので、ここで注文を確定するボタンを押すと、これで御自宅であったり、会社のほうに登記簿謄本が取り寄せられるというような形です。

ですので、1回自社の登記簿謄本を請求していただいた方に関しては、1分と言わず、本当に10秒、20秒で取り寄せられると、そういったUXのサービスを提供しております。

○石井代表取締役兼CEO このようなサービスになっているのですけれども、9ページのところに「比べて分かる使い勝手」というふうに出していますが、今、お見せしたように、スマートフォンで見られなかったり、平日しかログインできなかったりするようなサービスに対して、我々のものであると、いわゆる普通のウェブサービスですね、普通の使いやすいウェブサービスの使い勝手でできる。これだけで、値段は、利用料金が結構かかるというか、500円の証明書を取るのに、我々は1,000円ぐらいいただいているのですが、それでも、今、2,000社以上のお客様が喜んで使っていただいているというところで、やはり、手続を効率化すると、追加のお金を払ってでも便利に使うということが証明されたのでは

ないかと考えております。

これは、裏側の技術的な実現の方法というのも、少し触れさせていただきたくて、次の10ページのところに御紹介させていただいているのですが、これは、実は、利用者さんが我々のサイトにログインして、証明書を注文すると、裏側で何が起きているかといいますと、我々の用意しているロボットあるいはクローラーと呼んだりしますが、プログラムが動いて、法務省さんの「かんたん証明書請求」、先ほどお見せした法務省さんのサイトにログインして、操作を自動化するという形になっています。あるいは、「登記情報サービス」だったり、ほかのものも一緒です。

あるいは、今、印鑑証明書の請求というのもできるのですが、これは、実はウェブサービスで法務省さんは何も用意してなくて、申請用総合ソフトという専用のWindowsアプリケーションで電子証明をつけたり何なりして操作しなければ取り寄せられませんと、これも操作は物すごく複雑なのですが、我々は、これをクラウド上に仮想のWindows環境を作って、そこに法務局さんのソフトウェアをインストールしています。それでお客様ごとにログインをして、請求のデータを作って提出するというのを全部ロボット操作で自動化している。

ですので、お客様からすると、単純にウェブサービスで1通、2通と選んで決済するだけ、裏側で、我々が面倒な操作全て技術を使って効率化している。結果的には、法務省さんに本人請求という形で行っているのですが、そういうことができるようになっています。

ですので、論理的に言いますと、今、我々は印鑑証明書とか登記簿謄本ぐらいしかやっていないのですが、恐らくほぼ全ての登記手続は、この技術で全部できてしまいます。本店移転とか、代表者とかの変更登記とかも、技術的には、これで全部できるような建て付けになっています。今のところやっていないですが、ということがあるので、今後、そういったものもできればいいなとは思っています。

簡単に、こういった法人向けサービスにおける課題というところも共有させていただきますが、やはり、我々もこういった形で電子申請を、民間の側からも使いやすくしていきたいと思っているのですが、どうしても、やっていくとアナログを介さなければいけないというところがあって、そこで詰まっているというのがありますね。それが、印鑑届出書の問題。

皆さん、もう御存じかと思いますが、今、印鑑カードの作成というのが、基本的に法人設立のときの必要になっておまして、そのためには印鑑で判子を押さなければいけませんので、これはデジタルでできませんということなので、常に書面の送付が必要です。

例えば、本店移転で管轄が変わったときにも、印鑑カードは全部作り直しになるので、そうすると、今、法務省さんも提供しているソフトで電子申請できるのですが、なぜが電子申請を行った上で、別途書類も送付してくださいとなっていて、これだと、両方やる意味はないので、基本的に郵送しかしないですね。郵送というか、書面だけでやれば

いいので、あえて電子申請をやる意味がないみたいなことがあるので、そういったところが結構ネックになっているかというふうには感じています。

もう一個が電子証明書というところなのですけれども、電子証明書を使えば、電子申請ができるといっても、商業登記の電子証明書、国がやっているものでも月600円以上かかってしまうと。印鑑カードの発行は無料なのに、電子証明書が有料となってしまいますと、印鑑でやっておこうとって、紙の手続で終わってしまうという方は非常に多いので、例えば、電子証明書の発行などが無料でできて、あるいはそれを義務づけるということになれば、ほとんどの事業者さんが電子証明書をデフォルトで持っていることになるので、そういった電子申請などもできるようになるのではないかということは感じています。

それから、ここは最後になりますが「法務系のAPI開放」。

我々は、ソフトウェアをハックするような形で擬似的に電子申請ができるようにしてしまっていますが、これも総務省さんでやられているe-Govのように、APIを開放していただければ、より便利に使いやすくなりますし、料金的にも、いろんな技術的なセットアップが不要になるので、お安くサービスを提供できるのではないかと感じておりますので、こういった3点などは、課題感として共有させていただきたいと思いました。

時間も差し迫ってまいりましたので、どんどん紹介をさせていただきたいのですが、今が法人向け、事業者向けというところなのですが、次に個人向けのところを御教示させていただきたく思います。

個人向けは、先ほど御紹介したとおり、3つ製品ラインがあって、手続ガイド、フォーム、それから窓口印刷というところがあるのですが、一個一個説明すると、結構複雑になってしまうので、見たら一番わかりやすいということで、また、井原のほうからデモをさせていただきますので、画面のほうをごらんいただければと思います。

○井原取締役兼C00 まず、手続ガイドのほうなのですが、こちらも、まず、先行させてやらせていただいている鎌倉市様の事例を紹介させていただきます。

鎌倉市様のホームページのトップから「くらしの手続きガイド」というのがありまして、こちらをクリックしていただくと、基礎自治体のほうに、大体いらっしゃる方の5割から6割ぐらいは、大体ライフイベントに絡む手続をしにいらっやっています。

それらの方々は、最初の製品のところの御説明でもさせていただいたとおり、自分がどの手続をしないといけないかというのが、実際に来庁してみないとわからないということがすごく起こってありました。

それは、まさに、自分がどういった状況かによって、どの手続までやらないといけないかというのが、人によって結構変わってくるので、あなたの場合、例えば、今、一人親家庭ですかとか、出産した子供の出生時の体重が何グラムぐらいでしたかとか、そういった状況によって御自身でやっていただく申請が変わってまいります。それを先ほどのようにイエス、ノーでどんどん答えていっていただくと、あなたにとって必要な手続は、これらになりますという形で、何番窓口でどういった手続をしてくださいというのが出てくる。

まずは、最初にシンプルなのですが、こういった形で、あなたにとって必要な手続は何なのかというものを特定するという製品を御提供させていただいております。

こちら、実は裏側をごらんいただきますと、今、御説明させていただいた手続をイエス、ノーに沿って従って行って答えていただくと、その結果が、あなたにとって必要な手続というのが分かるというものなのですが、我々の裏側で、これも鎌倉市様だけに提供させていただくというよりも、全国、いろんな自治体様でも御理解いただけるようにという形で、例えば、これは1枚のエクセルのシートになっているのですが、この1枚のシートを入稿すると、先ほどのシステムが勝手にでき上がるというようになっております。

例えば、こちらは横軸が全て手続の種類になっておりまして、マイナンバー通知カードの券面記載事項変更という手続があった場合に、どこの手続場所で、持ち物は何でみたいなことが書かれているのですが、縦軸のほうが、その方の基準ですね。マイナンバー通知カードを持っているという形でフラグを立てていただいて、マイナンバーは、まだお持ちでない方の場合に、こちらの手続が必要になりますみたいな形で、こうした1枚のエクセルの資料1つによって、手続を全て整理できるというような形にさせていただいているのですが、この1枚を入れていただくと、先ほどの手続ガイドというのができるようになっておりますので、ある意味、これは隣の自治体で同じようなものを入れたいと言われたときには、大体本当に数日いただければ、このエクセル1枚を入稿していただければ、同じようなシステムが作れるというような形で御提供をさせていただいているというような形になっております。

今、ごらんいただいたように、シンプルに、必要な手続と縦軸の基準というものを全て提供させていただいているだけです。最近、結構お問合せいただくのですが、例えば、英語でこちらを入稿させていただくと、そのまま外国人向けの手続ガイドというものを作ることが可能だったりですとか、あと、実際、今、ほかの自治体さんでお声がけをいただいたりしているようなものと、例えば、事業者向けの手続にも使えるというところがあったりしまして、例えば、介護サービス事業者の変更届という手続があって、介護関連が、かなり法律が複雑になっておりますので、介護事業者の方が、例えば、法人の住所であったりですとか、代表者がかわるといふ際に、出さなければいけない様式が、すごくいろんなものがある中から自分で必要な手続、様式を選んで、その中で、実際に手続をしていただかないといけないといったことになっていきます。

そちらに関しても、先ほどのようなエクセルを1枚作らせていただいて、我々のほうで全部情報を整理させていただきますと、先ほどのように、イエス、ノーで、どんどんあなたの場合は変更届をして、その上で、あなたはどのサービスを提供しているかみたいなことを事業者様に聞いていきますと、結果として、あなたが提出しなければいけない書式は、これになりますみたいな形で、必要な書式というのを1つに特定すると、そういった形でサービスの提供をさせていただくと、こういった形で全部イエス、ノーで答えていただいて、最終的に、あなたが出さなければいけない手続は、これとこれですみたいな形

で、様式の指定までされるというような形です。

こうしたように、1つの手続を、まず、特定するといったことに関しても、こういった汎用的な作りによって、いろんな手続に気軽に対応できるようなサービスを御提供させているというような状況になっております。

あなたにとって必要なものが分かるというところまで行きますと、次に書類の作成もしたいという御要望をいただきますので、そうしますと、我々ほどの書式を書いていただかないといけないかというところまで、もうここで特定できておりますので、その先で、今週実は、こちらをリリースさせていただく予定なのですが、窓口で印刷できるために、必要な名前であったり、住所であったりという基本的な4情報が、入力の手荷が大きいと聞いておりますので、こちらのような自分の住所であったり、電話番号であったりというのを入力していただくと、こうした形で、QRコードに、今の情報を全て入れ込むというようなことをやらせていただきました。

それで、市役所の窓口に行ってくださいますと、こうしたプリンターとタブレットを1台置かせていただく予定になっておりまして、そこにQRコードをこうした形で読み込んでいただきますと、今のQRコードの中に入っている個人情報と、サーバー上に格納されているPDFの書式ですね。そちらを全部結合させていただいて、プリンターのほうから、自分の住所であったり、名前だったりとかが全て入力済みのものが印字されて出てくると、そういったものを今週ちょうど、鎌倉市のほうで御提供させていただくというような予定になっております。

こちら、ちょっと裏側を補足させていただきますと、社内システムなのですが、こちら書式をいただくと、PDFをこういった形でアップロードできるようになっておりまして、例えば、この書式の場合ですと、これは新宿区の転出届になるのですが、例えば、住所という項目があったりしますので、住所という形でテキストボックスを作らせていただいて、このように配置をさせていただきます。

それで、配置をさせていただきますと、今、作ったテキストボックスが、そのまま住所用のホルダーになって、テキストフィールドになっておりますので、東京都新宿区何とかと入力していくと、全てここに印字ができるようになっています。

こういったものを後ろで組み合わせまして、我々PDFを1枚いただくと、大体15分ぐらいでウェブフォームにすることができるというような形になっておりますので、自治体さんのほうで、例えば、1,000枚とか、いろんな書式があったりするのですが、そちらも一書式、大体15分ぐらいいただければ、全て書式をウェブフォーム化して行って、それを裏側と組み合わせますと、住所を入力すれば、いろんな書式が全部プリンターから印字された形で出てくると、そういった形で汎用のものを組み合わせると窓口で印刷を可能にする、そういったソリューションを提供させていただいているというような状況です。

○石井代表取締役CEO そういったものを用意させていただいているのですが、これは、今、紙の運用が前提のものを御紹介しましたが、これは、基本的に、我々は最終的に電子申請

をやりたいと思っているのです。

ですので、17ページにありますように、今、公的個人認証に関する民間事業者の総務大臣認定を取るために、我々は、今、準備、審査中なのですけれども、そういったものを取りながら、実際には、作った書類をマイナンバーカードで、スマートフォンで電子署名をつけて、役所に送って、そのまま手続完了というようなものにすべく、今、ちょうど開発を進めているので、これも今年中ぐらいには形にしたいと思っているのですが、いずれにせよ、紙の運用であれ、電子申請であれ、同じように使いやすいウェブサービスの形で利用者の方に提供できないかということで開発を進めています。

最後に、ざっくりとだけ、市区町村向けサービスの課題というところなのですが、これも、やはり、印鑑、電子署名といったところがポイントになりまして、印鑑が窓口でいまだに求められるというところが多くて、認印でいいのに、個人の方に、それぞれ印鑑を押してくださいということになっていると、なかなか電子申請との相性が悪かったりするので、この印鑑のところをどうすればいいのだろうかとか、あと、電子署名というものの扱いということがあります。

ですので、電子署名が付与されたPDFファイルは、紙の申請と同じように扱っていいですよみたいな法律であったり、条例であったりがあれば、結構電子申請は普及するのではないかと、我々は考えています。

あと、残りの2つというのは、簡単にだけ触れますが、マイナンバーカードの普及促進、これは、いわずもがなというところがあると思うのですが、一番我々が気にしているのは、アップル社のiOS搭載のスマートフォンで電子署名ができるかどうかです。

アンドロイド端末のほうについては、実は、弊社内で既に技術検証を終えておりますので、どのようなアンドロイドスマートフォンでも、ほぼ電子署名はマイナンバーカードでできるのですが、iOSでちょっと難しいのではないかとというところがあるので、このところ、これを政府のほうからアップル社に働きかけをいただければ、かなり心強いとは思っております。

最後は、マイナポータルのところなのですが、マイナポータルをやられている部署の方ともいろいろお話をさせていただいたのですが、APIは用意すると聞いているのですが、我々としては、APIを先に出していただきたいというのが非常に要望として強くて、というのも、使いやすい画面というのは、結構どんどん時代によって変わっていきますし、我々のような会社が、日々、ビジネス上の利害から作り込むということに価値があると思っているので、先にマイナポータルの画面を作るのではなくて、APIを出していただければ、我々は結構、いの一番に使いやすいウェブサービスという形で、それを使ったものを出せるので、そういったことを御検討いただければうれしいなとは思っております。

少し長くなってしまいましたが、以上となります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

非常に刺激的なお話でした。ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、

お願いしたいと思います。

では、大崎専門委員から、どうぞ。

○大崎専門委員 大変興味深い御報告をありがとうございました。

ちょっとコメントと、あとは質問をしたいのですが、まず、コメントですが、最後におっしゃったこと、UXは短期間で陳腐化しやすいので、どれだけ画面を作り込んで時間をかけてもサービスが負の遺産になりがちだから、むしろマイナポータルをAPIを開放して、民間事業者の創意工夫でいいものを作らせたほうがいいのではないかと、この御提案は、全く賛成でございます。私自身は、システムの分野では証券取引のシステムという全然違う分野にやや詳しいのですが、その世界でも、その昔は、証券取引所が専用端末でいろいろ提供していたのが、むしろ接続を開放することで、いろんな仕組みとつなげることを可能にして、それでどんどん発展していったということがございました。

私は、もちろん、政府の各部署で、様々なシステムの工夫をされるということをお否定するつもりは全くなくて、それはそれで頑張っていたいただきたいのですが、それと一見競合するような形であっても、民間が工夫した様々なものをうまくつないで、より使い勝手のいいものを作っていくという流れを作っていくと、政府が提供するものを必ず使いなさいみたいにするのは、むしろユーザーにとっては利便性の向上につながらないのではないかと考えている次第です。これがコメントです。

質問は、前半お話しいただいた、後半のものもそれに近い部分があるのですが、申請代行みたいなサービス、これは、行政書士法上の規制にかかわる問題だと思うのですが、現在、どういう形で行政書士法に対応しておられるのかということと、行政書士法そのものに皆様のようなサービスをより深く展開していく上で、何か障害というか、課題のようなものがあるか、ないか、その辺を教えてくださいというのですが。

○石井代表取締役CEO 御質問ありがとうございます。

行政書士法等との兼ね合いということなのですが、我々のほう、まず、基本的に本人申請であるということですね。

ですので、行政書士法に指定するように、書類を作成するというのを全部我々が代行しますと、これは行政書士法違反になりますと。

ですので、書類は、先ほどお見せしたように、フォームに、お客様に入力していただいて、そのデータと、我々が持っている書式の情報を組み合わせて、合成するような形で出力しますと。これを我々は提出するというのを代行する。つまり、作っていただいた書類を印刷して、封筒に入れて送るとか、こういったことを代行するような形ですので、大丈夫であろうと判断しております。

○井原取締役兼COO 少なくとも我々、例えば、登記の分野において司法書士法上、問題がないということ、我々はあくまでも書類を手で何かを修正するということはなく、システムによって決められた形で、本人が入力した内容をシステムによって合成して書式を作るということに関しては、我々が作成するものではないというような形で、司法書士法上

の問題はないという形を、グレーゾーン解消制度で確認をさせていただいているという状況になります。

○高橋部会長 どうぞ。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

現在の対応はよくわかったのですが、逆に心配になってしまったのは、本人申請というたてつけを維持するという考え方もあると思うのですが、他方で、御社のシステム上での様々な変換が行われた内容が役所には行くわけで、結果として出てきたものが間違っていたような場合には、本人申請なので、本人の誤記だということになってしまうのだとすると、むしろ司法書士、行政書士として正面から取り組まれたほうがユーザーにとってはいいのかなと思ったのですが、その辺、いかがでしょうか。

○石井代表取締役CEO 実際、申請書が間違っているというケースで、御本人様に、役所から直接連絡が行くということは、特に個人向けですと、結構ありますね。法人向けですと、今のところ証明書なので、証明書発行で間違いというのは、そんなになかったり、あとは、登記簿謄本は誰でも取れるものなので、我々が取っていると言っても別にいいのですが、です、今のところは、そういった形で誤記載等があるので、士業の方と連携するみたいなことも検討はしているのですが、その場合、コスト感であったり、個人の方が申請を1通やるのに何万円払ってやるのかとか、こういったこととの兼ね合いを考える必要はあろうかとは思っています。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 ほかは、いかがでしょうか。

どうぞ、佐久間専門委員。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

大変興味深い取組で、こういうのがあれば、多分、利用する人は当然おられるだろうと理解しました。

先ほど、あるライフイベントについて、必要な手続は、これとこれというのが自動的に表示されるというときに、あることに関して、制度が変わって必要手続が抜けていたといったときの責任というのは、先ほどで言うと、エクセルを出した、例えば自治体であれば、自治体側の責任と、こういうことで完全に責任関係というのは仕切られていると、こういう理解でしょうか。

○井原取締役兼COO 先ほど作らせていただいたエクセルに関して、我々のほうで基本の案を提示させていただいて、そちらをレビューしていただくというような形で、今回、御提供させていただく内容に関しては、その自治体が公式に出している情報をグラフターのサービス上に提供させていただくというようなたてつけでやらせていただいておりますので、公式な自治体側から出されている情報が間違っているという場合は、我々としては、あくまでも自治体側からいただいた情報をそのまま提供させていただいているというようなたてつけになっております。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

ただ、公式というのは開示されているというか、ウェブとか、そういうところを見てということなので、今やられているサービスというのは、そういうものなのかもしれないのですが、法人関係でいうと、なかなかそれではわからなくて、彼らの中の通達とか、ガイドラインを見て初めてこれも出さなければいけないというのが分かるものもあるのですが、そういうものがあったとしても、結局、先ほどのプロセスから言うと、レビューしているのは自治体側ですから、いろいろ経緯はあっても、とにかくその責任というのは自治体にあると。

○石井代表取締役CEO レビューをいただいているという趣旨は、そういったことですので、自治体さんの情報提供という形でやらせていただいているのですが、ただ、現実問題、どういうことが起きているかといいますと、実際、自治体さんの公式ホームページであっても、手続に関する情報が漏れているということは、かなり頻発しているので、この複雑な行政のものを全て正しく載せている人がいるのかということ、恐らくどこにもいないのではないかという感じも、現実問題としてはあるのかなとは感じます。

○高橋部会長 どうぞ。

○堤専門委員 ありがとうございます。

シンプルな質問なのですが、先ほど、15ページのところにあったQRコードでの窓口印刷のことなのですが、これは、多分、リクエストすると、例えば、スマートフォンとかにQRコードが飛んでくるという形だと思うのですが、その場合に、例えば、これを落としてしまったと、第三者が拾ったと、それで、QRコードが表示できるようにパスワードとかをかけていなかったという場合は、その第三者の人がかざせば、その証明書が出してしまうというリスクはあるのでしょうか。

○石井代表取締役CEO このQRコードに関しては、2つありまして、1つは、スマートフォンにQRコードが送られてくるというよりは、画面上で、その場で表示してしまうということです。ですので、この表示したものを保存しておいて、窓口を持っていくと印刷できるということなので、その情報をどこかにインターネットに保存するというのをしない。本人の端末にしかないという形で、1つセキュリティーを担保していると。

もう一つが、このQRコード自体は、実は暗号化できますということなので、その窓口の特定の端末でしか復号化できないとなっているという形でセキュリティーは担保できるのですが、ただ、おっしゃるように、そのQRコード自体を、ほかの人が手にしてしまえば、印刷はできてしまう。ただし、実際の窓口で書類を出すときには、必ず本人確認というのをやっておりますので、免許証とか、パスポートとかも出してくださいと言われるのです。ですので、それと組み合わせるという意味においては、そこまでリスクはないかなということ、今、やらせていただいています。

○堤専門委員 例えば、QRコードで、チケットレスで、飛行機の搭乗などに使われるようなことを考えてくると、今はまだ対面で免許証とかを確認というところを、例えば、将来

的には、クレジットカードとQRコードをもってすれば、再現して別の場所でも出すことができるようなことというのでも考えられていらっしゃいますか。

○石井代表取締役CEO　そうですね、そういったオンラインで全て完結するような手続においては、マイナンバーカードのようなものを使って電子署名をつけるというのは基本的に必要だと思っておりますので、本人確認は、今はオペレーションとしてあるので、この形。それが、本人確認が必要なオンライン完結手続となれば、マイナンバーカードを使って電子署名というのが基本的なオペレーションになるかと思えます。

○堤専門委員　ありがとうございます。

○高橋部会長　熱心な自治体がいっぱいと思うのですが、その辺、そういう集まりみたいな、そういうようなものは把握されているのでしょうか。御商売のことだから、なかなか難しいかもしれませんが、そういう電子化に熱心な自治体の集まりみたいなものが御存じなのがあれば、教えていただければ有り難いと思えます。

○井原取締役兼COO　ありがとうございます。

一応、我々は、まさにいろいろと御熱心な自治体のほうを訪問させていただいているのですが、例えば、公式な形で、こうしたグループがあるということはなかなか少なく、ただ、御熱心な方々同士がプライベートでお知り合いになられている形が結構多いですので、そういった方経由で御紹介をそれぞれいただいているというのが実態としては多いかと思えます。

○高橋部会長　わかりました。

○石井代表取締役CEO　もう一点、この前ですと、例えば、神戸市さんがGovTech Summitというイベントを開催されて、そういうことで、いろんな自治体の方が集まって、行政にテクノロジーを適用するということのムーブメントを作られたりというのも、もちろん、我々も参加させていただいたのですけれども、そういった会は増えてきているとは思っております。

○高橋部会長　ありがとうございます。

済みません、それで、IT室にお聞きしたいのですが、18ページのお話、これについては、どんなふうな御感想があるか、御教示いただければと思えます。

○奥田参事官　印鑑・押印については、いろいろと印鑑業界等との関係がありますけれども、とりあえず、押印については、紙からデジタルへの移行の中でなるべくなくしていくという形、また、電子においては電子署名が原則という形で、今回のデジタル手続法案の中でも、電子署名をしっかりと整備していくという形の規定を書かせていただいています。そこは対応してきているものと思っております。

아이폰については、なかなかハードルが高いところです。アンドロイドについては対応して頂いているところですが、 아이폰についても対応いただきたいと考えております。

API開放については、e-Govについては、さきほど説明をしていただいたように対応して

いただいておりますので、IT室としても、他のシステムについても、当然、API開放はやっていきたいと思いますのでの方針です。

それで、大崎さんがおっしゃっていただいたように、国のほうで何から何まで作り込んで、使い勝手が悪くて、ユーザーインターフェースがどんどん陳腐化していくというのは当然な形です。行政処理の部分についてまで外に出すことはないと思うのですが、入り口の部分については、APIを開放して、民間の方々にもいろいろ作っていただく、競争環境も整備しながらいろいろいいものをどんどんやってもらうという形を、IT室でも考えています。

グラファーさんとは、平井大臣の下、HIRAI Pitchという形で、意見交換の中でいろいろ紹介してもらっております。また、鎌倉市にも、担当者が行かせてもらって話を聞いたり、引越しとか、死亡・相続ワンストップのところでも、いろいろと御協力をいただきたいということで、話はさせていただいております。こういったサービスがいろいろなところで出てくればいいのかと思っています。デジタル・ガバメント実行計画のサービス・デザインの考え方のところには、何から何まで作り過ぎないということもうたっておりますので、そういった方向性でやっていければと思っています。

○高橋部会長 2番目の紙と同等に扱うというご要望については、何か法制上、デジタル化法案のところで言及はありますか。

○奥田参事官 デジタルの中では、電子署名についても対応していくという形ですので、当然、電子の中で電子署名がついてきたものについては、同じ形ということになります。それで、オンラインが原則という形に、今回の法案では転換されていますので、紙原則ではなくなっているという形になります。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

あと、法務手続なのですが、これは、印鑑届出書のお話がありましたけれども、それ以外に何か紙で出さなければいけないというようなものはあるのでしょうか。書面で出さなければいけないみたいなもの、二度手間になっているような手続は、基本的には、ほかにはないということですか。

○石井代表取締役CEO 今、把握している限りだと、やはり、印鑑届出書というところが常に必要、それがなければ、基本的には一人法人とか、例えば簡単に作れるみたいなことを、今、法務省さんもホームページに載せられていて、やられているとは認識しています。

○高橋部会長 わかりました。

ほかは、いかがでしょうか。

では、八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 もし、コンフィデンシャルだったら言っていたかなくていいのですが、こういったシステムを御社でデザインをして、コーディングをして完成させるまでに、かかっている社員の方というか、社員ではなくてもいいですが、人間の数というのは、大体常時カウントすると、何人ぐらいでしょうか。

○石井代表取締役CEO 私も作っているのですけれども、今、4名ですね。私は、半分ぐらいしか開発できないので、3.5名ぐらいですね。

○八剣専門委員 これは、物すごく重要なことを言っていると思います。去年の暮れからいろいろシステムの構築の話をお聞きしていますけれども、某アプリケーションで、何百人もかかっているとか、場合によっては千人体制というのに比べて、これだけのことが数人でできてしまうということ、まず、見つめていただきたいと思います。

それと、金額が500円であるものを1,500円払ってもお願いしたいという気持ちが、どこから来ているかということも見つめなければいけないと思います。

今回、グラファーさんの提案の本質は、私は10ページにあると思っています。10ページの右側にクラウド仮想環境云々かんぬんがありまして、各システム、これは法務省ではなくてもいいですが、ありますが、物すごく汚い言葉で言うてしまうとすれば、非常に難しく、わかりにくく作ったシステムが右側にあります。その難しく、わかりにくく、やりにくいシステムをロボットとかクローラーとか、そういう仕組みを使って、それをかいくぐっていった中に入っていった簡単に処理するというのを、このグラファーさんが見事にやられているわけです。それをたった数人でやられているということで、ちょっとこれは根本的に考え方を改めるべきではないかと思っています。

多分、クローラーとは、ほうという英語、クロールから来ていると思いますが、ほうと10秒で行けて、オープンで何も障害の無い状態で直接アクセスしようとする、そのシステムは1時間トライしてもどうすればいいかわからない。これがシステムの現状だということ、これを理解していただきたいと思います。コメントは以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

各省は、こういうのは、システムを作るときに認識しているのですか。

○奥田参事官 単純にインターフェース部分のところと、業務処理の部分のところも全部含めてという形でいくと、ちょっと違うと思います。インターフェース部分について、かなり複雑になっているのは確かなので、手続の業務処理のところをどういうふうに簡単にしていくのか、インターフェースのところをどのように簡単にしていくのかというのは、今後、いろいろ考えていかないといけないかなと思っています。そういった意味もあって、APIのガイドを策定し、APIをまずやってみようということは推進していきたいと思っています。八剣さんが、おっしゃっているように業務処理のところは、かなり複雑になっていて、その関係でインターフェースを含めて複雑になっているものがあることは確かですので、国民との接点、住民との接点のところについて、いかに簡単にして、そういった負荷を減らしていくかというところは重要かと思っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、最後に、濱西専門委員と林委員、お二人どうぞ。

○濱西専門委員 法務省系のAPI開放が課題とおっしゃっているのですけれども、このようなニーズがありながら、API開放されていないサービスについて、IT室では、今、どのよ

うに取り組んでおられるのか、御説明をいただけないでしょうか。

○奥田参事官 基本的にシステム更改のときには、ユーザーインターフェースのところについてAPIを公開していただくという形にはしております。

ただ、そもそも公開していないもの、今までレガシー的なものについて、いきなりAPIを公開しても、そこは意味がないところですので、システム本体を更改して、そのタイミングでAPIの対応もしていくという形でやっていかないといけないと思っています。そういったところで、システム更改時期、また、新規システムのところについて、IT室のほうでも内容を見ながら、そのシステム設計のところをいろいろと御協力させていただいているという状況でございます。

○高橋部会長 法務省は、いつシステム更改するのですか。

法務省のAPI開放とは、何を具体的に想定されていますか。

○石井代表取締役CEO 先ほど、御紹介した法務省の申請用総合ソフト内部を見ますと、ほとんどe-Govと同じで、XMLファイルに対してXML署名をつけて送るという形になっていて、ですので、既にAPIはあるのです。法務省のソフトからAPIでデータを送っているというところを開放すればいいだけで、これができない理由が正直わからないと。ただ、それを、なぜかそのソフトを使わないとできないようになってきているということで、ここに書かせていただいているというイメージです。技術的に、今のシステムだと難しいはずはなくて、既にAPIはあるのだけれども、それが公開されていないというような認識です。

○高橋部会長 わからなかったのだけれども、少し整理してください。

○奥田参事官 ここについては、当然、おっしゃっているような形になっていますので、API連携をさせているのに、そこを民間開放しないというだけですので、そこをどういうふうに公開していくのか、民間に開放するのか、それとも、ある特定のところだけ示して、その連携だけをさせているのかということですが。制度面での問題であるのか、いろんな周辺環境があるのかということでは法務省に確認しなければいけないですけれども、一般的な形のシステム構成、システムの構築という、今の段階においては、IT室からもいろいろなシステムについてAPI対応をどんどんしていただきたいと、API対応が出来ていないものについては、ちゃんと対応し、民間にも開放していただきたいという方向性で、今、取り組み始めているというところでございます。

○高橋部会長 そこは、法務省からも聞いたほうがいいのかもかもしれませんね。

どうもありがとうございました。

では、最後に林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

本当に、先ほど来から出ているようにすばらしいモデルだと思います。

4万6000ある全部の行政手続について、今回のこのモデルは、全部汎用性があると考えてよろしいのでしょうか。

○石井代表取締役CEO はい、大丈夫だと思います。

○林委員 そうしますと、例えば、鎌倉市で、今、テストをされているということなのですが、實際上、普及の妨げになっているのは、国や行政のほうが採用するのが、自治体一個一個、個別のテストしてからでないと、これが普及できないというところにあるのでしょうか。

○石井代表取締役CEO おっしゃるとおり、そこは課題を感じておりまして、自治体さん一個一個に当たっているという状況になりますから、1,700自治体それぞれ当たっていくというのが一番我々としても時間がかかったりするところではある。ですので、何か自治体さんに対するアプローチをうまくできないかというのを悩んでいるというのは、正直なところではあります。

○林委員 ありがとうございます。

それこそ、国として考えていかなければいけないところではないかと思えます。ありがとうございました。

○高橋部会長 どうも、大変貴重なお話をありがとうございました。

そろそろお時間が参りましたので、ここまでとさせていただきます。

石井様、井原様、本当に、今日は貴重なお話をありがとうございました。

(株式会社グラファー 退室)

(警察庁 入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に入ります。

続きますのは、営業の許可・認可に関する手続についてヒアリングを行いたいと思います。

行政手続コスト削減のための基本計画につきましては、昨年3月に、各省において改定版を公表いただきましたが、今年度の取組の進捗状況等を踏まえ、事務局から各省に対して再改定作業をお願いしていたところでございます。

各省から提出いただいた基本計画の再改定版を踏まえ、今後、順次フォローアップを行ってまいりたいと思っております。

本日は、警察庁及び農林水産省より営業の許認可に関する手続についてヒアリングを行いたいと思います。

まずは、警察庁よりヒアリングを行います。

警察庁に対しましては、資料2-1-1のとおり、論点メモを事前に送付しておりますので、論点に対する回答について、御説明を頂戴したいと思います。

それでは、15分程度でお願いいたします。

○小田部長官官房審議官 警察庁の生活安全局担当の審議官の小田部と申します。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、当庁関係の許認可等に係る手続につきまして、御指摘のありました論点に関する、私どもの回答を御説明させていただきたいと思っております。

まず、1つ目の古物営業法の関係でございます。

これにつきましては、古物営業法の改正によりまして、新設された仮設店舗の届出手続について、調査等をして電子化の申請の促進を含めた検討を行うとされているのだけけれども、当該手続はもとより、その他の届出などについても電子申請の導入について検討されているのかと、こういったようなお尋ねでございます。

私どもの回答でございますけれども、古物営業の許可制度につきましては、従来、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を要していたものを、主たる営業所等が所在する区域を管轄する都道府県公安委員会の許可を取得すれば、その他の都道府県に営業所等を設置する際には届出で足りるとすることとともに、従来、禁止をされていた営業所等以外の場所での、古物の買受けにつきまして、仮設店舗での届出を行うことで、古物の買受けを可能とすること等を内容とする古物営業法の改正案、これを国会に提出いたしまして、昨年4月に交付されて、仮設店舗の届出に係る一部の規定につきましては、昨年の10月に施行されたところでございます。

このため、仮設店舗の届出につきまして、今後、届出件数の調査等によりまして、手続の利用状況や、事業者等のニーズを把握いたしまして、オンライン化の導入の促進も含め、検討してまいりたいと考えているところでございます。

公安委員会に対しまして行われるほかの申請等につきましても、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、また、同法の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則によりまして、各公安委員会の定めるところによって電子的に行うことが可能とされていることから、各種手続につきましては、オンラインで行うことは、制度的には可能となっております。

古物営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの、利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からシステムを廃止した県もあることを把握しております。したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には事業者のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えております。

なお、古物営業の許可申請や届出につきましては、住民票の写し等、公的機関が発行する証明書等の原本を添付書類として必要とするものもあるため、直ちに全ての手続をオンラインで行うことは困難でございますけれども、デジタル・ガバメント実行計画に基づく政府全体の検討状況も踏まえながら、手続のオンライン化に向けて取組を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の警備業法の関係でございます。

こちらにつきましては、同法に基づきまして、主たる営業所以外の都道府県内で営業する場合に、各公安委員会に営業所設置等の届出を行うとともに、主たる営業所が所在する都道府県公安委員会に対して、変更事項の届出を行うといった点につきまして、事業者にとって負担感があるとの声があるということから、一の都道府県への届出を複数都道府県へ共有するような仕組みを考えることができないかといったようなことでいただいているところでございます。

この警備業法におきましては、回答でございますけれども、警備業の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に対して、同法所定の事項を記載した認定申請書を提出して、当該公安委員会の認定を受けなければならない旨規定しております。

また、認定申請書記載の事項に変更があったときは、警備業者は主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、当該変更事項を届け出なければならないこととし、当該警備業者に共通する事項及び主たる営業所に係る変更事項については、当該届出を受けた公安委員会から当該警備業者が営業所を設けている他の都道府県の区域を管轄する公安委員会に対して通知することとしておりまして、これにより、手続の負担軽減を図っているところでございます。

一方、認定を受けた都道府県以外の都道府県の区域に営業所を設け、又は当該区域内で警備業務を行おうとするときは、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に届け出ることとするとともに、営業所に係る変更事項については、当該変更に係る公安委員会に届け出ることとしております。

これは、従来、認定申請書、届出書等の記載事項について、変更があった場合には、当該警備業者の営業所の所在地を管轄する全ての都道府県公安委員会に提出を要することとしておったのですが、事業者の負担軽減を図る観点から、平成14年の法改正におきまして、個別の営業所に関する事項以外の事項につきましては、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出れば足りることといたしまして、当該公安委員会が、他の関係公安委員会に通知することとしつつ、個別の営業所の設置等につきましては、当該営業所が新設等をされる場所を管轄する都道府県公安委員会が直接必要な指導・監督を行うことができるよう、当該公安委員会への届出を行わせることとしているものでありまして、警備業務の実施の適正を図るといった観点から、いずれの届出についても必要なものと考えておりますが、今後、事業者のニーズを把握した上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

3点目でございます。

3点目は、探偵業の業務の適正化に関する法律の関連でございます。

こちらにつきましても、探偵業の届出につきまして、一の都道府県への届出を複数都道府県へ共有するような仕組みを考えることができないかといったような論点をいただいているものでございます。

こちらの探偵業につきましては、探偵業の業務の適正化に関する法律の制定時におきまして、顧客の獲得のために複数の名刺を使用したり、数多くの営業所を有し、信用力があるかのように装って営業したりしているケースもあるなどしたことから、探偵業者の業務の実態を適切に把握し、実効性のある監督を行うため、営業所ごとに個別に届出を行うこととされたものであります。

探偵業につきましては、無届け営業や営業所の変更届出義務違反等の法違反のほか、探

偵業務に関して、様々な法令違反で検挙されたり、行政処分がなされたりする例が見られることから、引き続き探偵業者の業務実態を適切に把握し、実効性のある監督を行うためには、営業所の所在する都道府県の公安委員会が直接必要な指導・監督を行うことができるよう、営業所ごとに個別の届出を行わせる必要があると考えているところではありますが、いずれにいたしましても、このような制度趣旨や事業者のニーズ、また、費用対効果等を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目、風俗営業適正化法の関係でございます。

こちらにつきましては、警察庁の基本計画で電子申請の導入・促進を阻害する要因について分析したとされている、その内容について説明されたいといったことと、その分析結果等を踏まえて、原則、電子化に向けてどのような取組を進めていくのかといったような論点を頂戴しているところでございます。

こちらにつきましては、まず、遊技機の増設、交代、その他の変更等の承認申請や、風俗営業の構造設備の変更届出といった都道府県公安委員会に対して行われる申請等につきましては、各公安委員会の定めるところにより、電子的に行うことが可能とされているため、各種手続をオンラインで行うことは制度的には可能でございます。

一方、これらの変更承認等の申請等の手続につきましては、実地確認においては、複数の資料を紙で見比べるほうが利便性があり、電子化すれば、確認に要する時間が増大するおそれがあることや、申請に必要な書類の中には、申請者以外が作成した紙媒体の資料が混在していることがあることが電子申請を阻害する要因と考えられるところでございます。

また、電子データの申請につきましては、添付書類のデータ容量が膨大となりまして、都道府県警察において、これらを一定期間保存するためのデータサーバーの整備が必要となるところでございます。

このほか、風俗営業の手続については、一度はオンライン申請を導入したものの、利用件数が少ないことから、費用対効果の観点からオンライン申請システムを廃止した県もあると把握しております。

したがって、今後、オンライン申請の検討を行う際には、事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えております。

このようなことから、遊技機の増設、交代その他の変更承認申請等につきましては、こうした点を踏まえつつ、引き続き、手続の電子申請に関する事業者等のニーズの把握に努め、電子申請の導入の促進を含めた申請方法の簡素化等について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、5点目でございます。

「全体として」ということで、警察庁の所管手続についてデジタルファーストの考えのもと、共通申請システムを整備することについての考えということと、それから、行政手続簡素化に向けた具体的な行政手続の見直し状況についてということ論点を頂戴しております。

まず、⑤のほうでございますけれども、警察庁が所管しております営業の許可申請手続のうち、手続件数が1万件を超える手続は、古物営業法に基づく古物商・古物市場主の許可申請のみでありますけれども、当該許可申請につきましては、先ほど御説明しました古物営業法の改正によりまして、手続の簡素化が図られたところであります。

手続をデジタル化することの費用対効果につきまして、同法施行後の状況も踏まえつつ、検討していく必要があるものと考えております。

⑥のほうでございますけれども、行政手続コストの削減に向けましては、全国の都道府県警察におきまして、基本計画の対象となっている手続について必要な様式につきまして、事業者がデータ編集可能なファイル形式でホームページ上に掲載し、事業者の書類作成に係る負担の軽減を図るとともに、届出に関して、問合せの多い事項について解説した事業者向けの質疑応答集をホームページ上に掲載することで、届出手続を分かりやすくしているところでございます。

また、平成30年度より都道府県警察におきまして、郵送による届出等の試験実施を行うこととしております。

平成31年度中に試験結果等を踏まえて、運用上の課題を確認・検討の上で、郵送による届出方法を整備・推進することとしております。

これらに加えまして、現在、基本計画に基づいて、各都道府県警察において行政手続の簡素化について事業者に対するヒアリング等を行っているところでありまして、今後、そのヒアリングの結果も踏まえながら、平成31年度中に必要に応じて国家公安委員会規則等の改正といった各種手続の簡素化に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 まず、古物営業法の関係については、真摯に取り組んでいただいております。

その上で、古物営業法の関係、あと、風俗営業法の風俗営業等の関係の回答の中で、自治体において、かつてはオンライン申請を導入したものの、利用件数等が少ないということで廃止されたところもあると。今後、事業者等のニーズを踏まえて検討を行う必要があると考えると、こう書かれているところなのですが、廃止した、逆に導入された時期というのはかなり前だとすれば、そのときの技術レベルからして、当然使い勝手の悪いものになっていたのだらうなと思いますので、一旦廃止したから必要がないということでは全くない。

あと、事業者等のニーズというのは、これはあるに決まっているというふうに考えたほうがいいのではないかと思います。どういう使い勝手にしてもらえればいいというニーズ

はあるにせよ、電子申請というか、オンライン申請できるということのニーズというのは、これは、もう世の中の動きとして当然あると思いますので、それを踏まえる必要はないのではないかと思います。

さらに、今日、実はこの前に民間の会社さんから非常に使い勝手の悪いお役所のオンラインシステムを、逆に、極めてユーザーに使いやすいシステムに変えるというビジネスがあって、それが非常に効率よく機能しているということから考えると、使い勝手が悪い、使われていないものでも、あることによって、ユーザーにとっては多少手数料を払えば、極めて効率的に作業ができるということもわかったので、この点は、余り事業者等のニーズを踏まえてということより、とにかくオンライン申請を作るということではないかと思っています。

その点、いかがでしょうか。

○中村室長 犯罪抑止対策室長の中村でございます。

今、御指摘がございました、ニーズがあることを前提に検討すべきではないかというのは、御指摘のとおりかと思っています。

また、かつてオンライン申請を行っていて、それをやめたからといって、現時点においても全く必要性がないと言い切ることはできないのではないのか、これも御指摘のとおりかと思っています。

若干細かく申し上げますと、例えば、埼玉県警察におきまして、平成17年から23年の6年間に古物関係の電子申請システムでの受付を行いました。

これが、リース料ですけれども、3年間で約3億かかります。メンテナンス料が、年間で、これに加えて9000万円ということで、それだけコストをかけてやらせていただいたのですけれども、その結果、極めて少数の利用しかなかったということで、これは一旦取りやめになったという経緯がございます。

ただ、これは、今までの取組状況でございますので、では、今、どうなのかというのは、今、警察庁におきましても、具体的な時間数の負担状況に加えて、声も改めて聞くこととしてございます。

既に都道府県警察では調査を行いまして、今、警察庁において取りまとめを行っているところでございまして、そういう声の状況も踏まえて、今後の対応を検討してまいりたいと考えてございます。

システムの改善のほうは、これも御指摘のとおりだと思いますけれども、もちろん、事業者の声だけで判断するのではなくて、ただ、それも1つの参考要素とはさせていただきながら、ただ、それだけではなく、規制の趣旨ですとか、例えば、古物営業法ですと、そもそも犯罪の抑止のための法律でございますので、いわば事業者の声に耳を傾けることのみを力を注ぐことによって、犯罪に対する悪影響が及ぶようなことがあっても、いけないかと思っていますので、そこはバランスをもって、声を聞きながら、対応を柔軟に検討させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○高橋部会長 よろしいですか、どうぞ。

○佐久間専門委員 中身について、つまりチェックする項目について減らすとか、それを弱めるということは全然別の問題で、今、言われたように、そもそも何をやるものかという点から、必要があれば全てやればよろしいかと思います。ただ、飽くまでも手続というか、手間がどうかということだけが問題なので、その点についてのニーズというのは、くどくなりますけれども、あるというふうを考えるべきだと思います。

民間でいうと、大昔、今から30年前に、私、青焼きからコピー機に世の中が変わる最初の頃に、会社で非常にばかげた仕事をしたことがありまして、コピー機が非常に高かったので、それを買うと何人の要員が削減できるかと計算したら、削減するコストが合わないで導入をしないという結論になったという、非常にばかげたことがありまして、当然、その後、コピー機というのは当たり前ものになって、それを、その要員とのバランスで比較衡量して導入する、しないを議論している会社というのは、もう無くなっているかと思います。多分、それと同じような問題ではないかと思います。

以上です。

○中村室長 中身の話ではなく、プロセスの話、手続の話、御指摘ももっともかと思ますので、そこはしっかり踏まえさせていただきたいと思ます。

他方、事業者もいろんな事業者がございまして、例えば、大手であれば、それこそオンライン全て結構だという部分もあるかと思ますけれども、御承知のとおり、古物商についても、あるいは警備業者についても、その多くは中小でございまして、そのときに様々な事業者があり得ることも踏まえて、今の御指摘も当然のことながら踏まえて、検討をさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

県でばらばらというお話を想定されているとお伺いしました。しかし、全国で、都道府県で連合してやるという話には、当然なるように思うのです。そこは、そういうふうにお考えになっていないのでしょうか。

○谷長官官房参事官 長官官房でございまして。

警察の情報管理システムにつきましては、御指摘のとおり、各都道府県で整備をしているというのが、かなりの部分を占めております。

もちろん、許認可だけではなくて、様々な分野のものが、相談でございまして、運転免許ですとか、いろんな分野があるわけですが、各都道府県で相当程度整備をされていて、その一部を国が運用、国が管理している部分もあるのですけれども、という形になっております。

ですので、かなり各県ごとに運用がばらついているというのがあるのは事実でございまして、警察庁としても、ここを今後しっかりと調査して、例えば、仕様を少しずつ統一、集約していったりとか、全国的にある程度共通のプラットフォームを構築するような方向に検討を進めていかなければいけないというのは、強く課題としては感じているところで

ございます。

今、許認可ということではありませんけれども、ほかの分野等でも、内閣官房さん等にも御相談をさせていただいたりしながら、警察の情報管理システムの全体的な検討、見直しというのは始めておりますので、そういう中で、こういった共通のオンライン申請システム、先ほど、るる申し上げましたような様々な課題というのはあるわけですが、当然、将来的な検討課題の1つであるとは認識しております。

○高橋部会長 紙の時代は、別に書式、様式はばらばらでも全く問題なかったと思うのですが、やはり、デジタル化の時代になると、そこが一番ネックになりますので、是非、警察庁の所掌事務にありますね、確かあったのではないかと、私は警察法を見て。

○谷長官官房参事官 情報管理ですか。

○高橋部会長 ええ。

○谷長官官房参事官 情報管理システム自体は、特に警察法には何もうたわれておりませんので、各法律で都道府県公安委員会の事務とされているものについては、自治事務として整理をされてきたという歴史的経緯はございます。

○高橋部会長 基盤整備みたいなものについて、警察庁は所掌事務を持っていませんでしたか。

○谷長官官房参事官 中には、国が整備をするものとして、例えば、犯罪統計等は、そのまま国の業務として書いてございますので、犯罪統計等のシステムについては、国で整備をすると決まっていますのですけれども、それは本当の一部でございまして、多くの行政作用については、各都道府県で行っているのが実情にはなっております。

○高橋部会長 わかりました。ちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

ほかに、古物営業については、いかがでしょうか。

○堤専門委員 さっきの4番の風俗営業のところだったのですけれども。

○高橋部会長 風俗営業ですか、風俗営業まで行きますか、済みません、ちょっと順番が、警備業法はいかがでしょうか。

済みません、さっきの古物についてです。住民票の写しを出させているという話なのですが、最近、こういうものは全部バックエンド連携の典型的な対象だと思うのですけれども、こういうものまで、将来的に、住民票の写しまで要求するのでしょうか。

○中村室長 現状では、古物商の多くが個人で行われている方です、そういった方々には、現状、住民票の写しを出していただいているところでございます。

今後どうしていくのかは、検討していかなければいけないと考えております。

○高橋部会長 政府全体としてバックエンド連携の典型なので、少しそこら辺はよく御検討をいただければと思います。

それから、警備業法についてです。警備業法についても、4ページですが、その他の事項については、都道府県の主たる公安委員会に届けて、他の委員会に通知するという事なので、全部統一して、主たるところに届出をお願いして、あとは内部で通知するという

システムにすると分かりやすいと思うのですが、それでは難しいのでしょうか。

○中村室長 先ほど御説明申し上げましたとおり、平成14年の法改正で、従前は、通知の制度もなかったのですけれども、ある意味、事業者の便も考慮しまして、一部について通知の制度も法改正で設けさせていただいたところでございます。

今、御指摘の部分も、やはり、基本的には、その営業所を所管する警察署において、今は、警備業がある程度社会的な役割をしっかりと果たしている状況かと存じますけれども、かつては、ややいいかげんな、極端な話、犯罪行為に走ってしまうような、そういった中で、認定制に移行した上で、しっかりと事業者を監督していく形にしたという経緯がございます。

そうした中、現状では、やはり営業所を管轄する警察署においてしっかりと指導・監督していく必要があるということで、そこに届出を行っていただくこととしておりますけれども、ただ、今、おっしゃった部分も、今後一つ検討していかなければいけない点かとは思っています。

もう一点付言させていただきますと、警備業の場合は、やはり、書類を提出して終わりではなくて、その営業所を管轄する警察署に書類を持ってきていただいて、そこでいろいろなやりとりをさせていただいて、全体として適正に事業の実施ができる業者と認められるかどうかという判断もさせていただいているところでありますので、そういった要素も含めて、ただ、現状、これですと行きますということではございませんので、検討を続けさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 本店のガバナンスという話もあります。本店からガバナンスを効かせさせるとの考えもあると思います。あとは、届出で通知が行くのですから、必要で心配であれば、そこは出かけて行って監督するということもあるかもしれませんので、そこはよく御検討をいただければと思います。

次に、探偵業法はいかがでしょうか。

探偵業法も、届出事項について共通している部分があるのではないかと思うのですけれども、そういうものについて、政令で、こういうものは警察内部で共有するというやり方というのはできないのでしょうか。

○中村室長 これも今までの経緯でございますけれども、そもそもは御承知のとおり、探偵業法という法律自体がございまして、そうした中、探偵業をめぐる料金トラブルですとか、様々な苦情あるいは悪質な業者の存在という状況がある中で、平成18年に探偵業法という法律が制定された経緯がございまして、そうした中、現状では、やはり営業所の所在地ごとにしっかりと所轄の警察署において指導・監督していく必要があるという観点から、このような仕組みとさせていただきますところでございます。

そうした中、事業者全体の状況も当然のことながら踏まえていく必要があるのだらうと思っておりますけれども、例えば、探偵業がしっかりとできているか、不正な実態がはびこっていないか、それによって、ある意味、国民に不安感を与えていないか、そういう状況も踏ま

えながら、他方においては、このオンライン化の全般的な推進という流れ、そういった点も考慮しながら、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

○高橋部会長 済みません、商号変更までわざわざ呼びつけて指導するという必要はありますか。

○中村室長 例えば、実際には、1つの業者がやっておるのに、複数の名前を広告に出すなどして、事業を行っているという状況も、これまで確認されてきておりますので、そういう意味では、商号の変更ですとか、新たな商号とか、そういった部分の確認をしっかりと確認していく必要があるという部分はあるかと考えております。

○高橋部会長 ですから、それを共通でしたところにだけやって、あとは共有するというのでは不十分だと。商号についても一々都道府県ごとに呼び出して確認するという必要があるということでしょうか。

○中村室長 現状、営業所ごとにしっかりと確認していく必要がある、その点はあるかと考えております。ただ、それだけではございませんので、先ほど申し上げましたとおり、オンライン化の推進というのは、各業法においてそれぞれの目的があるわけですけれども、その目的はしっかりと果たしていくことは前提としながら、他方においてオンラインの一層の推進といったことも検討してまいりたいと考えておりますし、今、会長のほうから御指摘のあった部分についても、当然のことながら、今、結論を出して終わりではなくて、状況を踏まえて、今後、しっかりと検討を継続していくべき点かとは考えております。

○高橋部会長 国民の安心・安全という意味で、そこは重要だというのはよくわかりますが、必要のないところまで呼び出して窓口で指導する必要があるのかどうかについては、比例原則の観点から御検討をいただければと思います。その辺はよろしくお願いします。

では、最後、お待たせいたしました、風営法はいかがででしょうか。

どうぞ。

○堤専門委員 ありがとうございます。

風営法だけではないと思うのですが、2つ目のパラグラフに記載されています、複数の資料を紙で見比べるほうが利便性がありというくだりなのですが、例えば、今はOCRのPDFの技術も非常に発達していますので、不動産とか、デベロッパーのような図面を紙で確認したいというような事業も、タブレットで、そういったものを一括で確認するというふうに非常に進んできています。

調査の方にしても、重い紙を持つよりはタブレットの中に、全てそういうものを入れていったほうが、便利で早くて楽ではないかと思うのですが、それが難しいという、紙媒体を主としている調査というのは、一体どういう調査なのかなというところで御質問をさせていただきました。

○高井調査官 生活安全局調査官の高井でございます。

まず、風営法についての御説明を申し上げます。

この4番のところに書かせていただいている複数の資料を紙で見比べるほうが利便性が

あるというところがございますが、これを書かせていただいたものの手続は、いわゆる遊技機の変更、一口に申し上げますと、パチンコ台の入替えですね。

このときに、風俗上の問題がないかどうかというのを実地で検査をするわけですが、単に遊技機が、こういうパチンコ台だなということだけではなくて、遊技機に一連番号が付いていて、その番号の付いた遊技機については、メーカーがきちんとした遊技機であるということを保証してくれる保証書が付いていたり、あるいは、その遊技機の説明書が、メーカーが発行した取扱説明書が付いていて、これの遊技機の台への正しいはめ方はこれですとか、あるいはその遊技機のそばに、遊技機本体ではありませんが、音響装置を付けるという場合には、これも当然、音響装置のマニュアルでありますとか、取付けの方法というものがあって、何でそういうものを見なければいけないかという、そういう配線が、変な配線をすると、遊技機の本来の性能とは異なる性能が発揮される可能性がありますので、警察官、警察職員が実地で、それを見なければいけない。

そうすると、見る書類というのは、単に遊技機のパチンコ台の書類だけではなくて、その周りの周辺機器も含めたたくさんの書類を一度に見ないといけないわけでありまして、御指摘のとおり、タブレットで行うというのも一案とは思いますが。そういうことも検討しなければならないと思いますけれども、現状、たくさんの、もちろんある程度重たいのですけれども、複数の書類を持って行って、それを実地で見比べながらやっているということをやっていますし、タブレットにしてしまえば、そのやり方に慣れてしまうのかもしれませんが、今、現場の警察官は、そのやり方に一応慣れている。

遊技機の申請は、こちらに記載をさせていただいておりますとおおり、非常に多くて、特に都市部の警察署では、ほぼ毎日どこかのパチンコホールから申請があるということでもありますので、基本的には、そういうやり方に慣れているということでもあります。

時間が早く終わるとというのは、我々にとっても手続の効率化になりますし、また、お店側にとっても、当然ですが、基本的に警察官が中に入って、チェックをしている間、基本的には営業をすることはできないということになります。

厳密に言うと、チェックしているところだけ営業できないのですけれども、基本的には、店を全て閉めないといけないということで、少しでも早く手続が終わるとということが事業者にとってもメリットが大きいだろうということで、基本的には、今、この手続をやらせていただいておりますが、御指摘のとおり、タブレット操作をしたりして、効率的にやるという方法もできるのではないかという観点で少し検討が必要かと思いますが、タブレットを配付するとなると、かなり量も多くなりますので、その点の費用対効果等も見極める必要があるかなと考えている次第でございます。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 これは、何人で行かれるのですか。

○高井調査官 基本的には2名、というのは、かなり営業に関することでもありますので、これは単独では行かないようにと警察庁から指示をしているところがございます。

○高橋部会長 2名だと、タブレットは2台あれば、見比べられるなという気もしました。前向きな御検討の御発言をいただきましたので、そこはよく御検討をいただければと思います。

ちなみに、紙だって倉庫代が要るので、そういう意味では、費用対効果についても、紙で必要な費用と、それから、電子化のときの費用と、そこをよく見比べていただければと思います。

もう一点、対面でやるということになると、これは、IT室が一番典型的に言っている本人確認証明は要らないのではないかと思うのです。そういう意味では、デジタル化で申請できる一番典型的なものではないかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。本人証明は要らないですね、直接見て指導するというのが前提なのですから、なりすましというのは、ほとんどあり得ないと思うのですけれども。

○高井調査官 これは、遊技機の入替えの申請ということで申し上げますと、これは、基本的には、対物のものになります。

したがって、検査に行くときに、営業許可を求めた方に会うということは、基本的には、いらっしゃれば会いますけれども、見るのは、あくまでも営業所の構造設備を見るということになっておりますので、この手続においては、営業者の実在性を確認するということは、そもそも手続として行っていないと。

風営法の許可は、いわゆる対人対物許可で、対人部分と対物部分がございます。

○高橋部会長 両方分かれているということですか。

○高井調査官 さようでございます。

この4番の紙に書いてあるものは、いわゆる対物部分について変更があったことについて申請なり届出があるというものでございます。

○高橋部会長 そのときには、許可を受けた者は立会いを求めているということですか。

○高井調査官 許可を受けた営業者本人がいなければならないということはありません。ただ、何かあったときに、やはり、これはこうしないと営業はできませんよというふうに言わないといけませんので、いわゆる店舗の責任者の方には、基本的には立ち会って、つまり、その店舗の営業について責任を持って判断をできる立場の方には、基本的には立ち会っていただくのが通例となっております。

○高橋部会長 分かりました。

他方、変更届出みたいなのはデジタル化できるということはありませんか。逆に言うと、変更の届出は誰がやるのですか。

○高井調査官 届出自体は、許可を受けた方からしていただくということに。

○高橋部会長 許可を受けた人からしていただく。

○高井調査官 はい。ただ、実際に警察署に届出書類を持ってくるのは、必ずしも許可を受けた方ではないです。

ということですので、基本的には、御本人、許可を受けた方からの委任状等を持ってき

ていただくということで、この方が間違いなく、そのお店から来た方だということを確認するという形にはしております。

○高橋部会長 何かうまい知恵はないか、考えさせていたきたいと思います。

全体としていかがでしょうか。これ以外に、特に主要なものについて御説明を頂戴したわけですが、今日、御説明をいただいた法律以外も基本的に同じ立場でやっていただくということでよろしいでしょうかということ、まず、お聞きしたいのですが、そこはいかがでしょうか。

○小田部長官官房審議官 全体的なものにつきましては、既に基本計画の中で記載させていただいたような形で、それぞれの所管法令に関する手続について、様々なヒアリングをやったりしながら簡素化に向けて、今、検討を進めているところでございます。

○高橋部会長 しかもデジタル化法案が出ますので、そういう新しい状況の中で、少し更に進めるべきところは進めていただければ有り難いと思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○濱西専門委員 7ページの「全体として」のところなのですが、行政コストの2020年3月までの20%削減ができるのかどうかというのは重要なポイントとなります。

現在、どれぐらい時間がかかっている、どこを改善することによって、どのぐらい時間が削減されて20%削減に至るのか、その道筋を示す資料が、本日、提出されていないように思われます。

したがって、それを早急に作成していただいて、当部会に提出していただきたいというのが、私の意見です。

○高橋部会長 事務局、これは、前提として各省に対してそういうふうをお願いしてよろしいのでしょうか。

○谷輪参事官 机上配付資料ということで、基本計画の改定版が委員の座席には置いてあると思います。

これが、平成31年3月現在で、警察庁さんで見直していただいた基本計画の改定版が置いてあります。

その上で、コスト計測に関しては今年度と来年度末にやっていただいて、それで2割削減ということが達成されるか、きちんと確認していきましょうということだと思います。

その上で、濱西専門委員がおっしゃっているのは、ここから見えてこないということでしょうか。

○濱西専門委員 いつ当部会に、コスト削減の計測結果を出していただけるのかということなのです。計画の途上であれば、20%削減されていなくても、もちろんそれ自体は問題ないのですけれども、要は道筋が全く見えてこないというところで、計測結果が、途中段階でも結構なのですけれども、いつ出てくるのかということをお答えいただけないでしょ

うか。

○小田部長官官房審議官 失礼いたします。

論点の⑥のところで書かせていただいておりますのではございますけれども、平成30年度より都道府県警察におきまして、郵送による届出等の試験実施を行うことによりまして、いわゆるどのぐらい時間がかかっているのか、それが郵送等の届出をすることによって、どのぐらい時間が短縮できるのか、そういったことをやった上で、その試験結果を踏まえて、31年度中に、しっかりその課題を確認して、郵送による届出方法を整備推進するというのが1つでございます。

このほかにも、基本計画に基づいて、18ページにありますようなことをやっていくことで、平成31年度中に必要な国家公安委員会規則等の改正を検討していきたいと考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 今の御説明ですと、やってみないとわからないけれども、やった後、達成される可能性があるというふうには私には聞こえないのです。

したがって、まず、こういう見通しであるというのをある程度早い段階で立てて示していただいて、その上で、最終的にどうなるかを実際に計測をやらせて検証される。そうでないと、我々は20年の3月までに、その結果を見ないと、達成されるのかどうかかわからないという状態になってしまうということで、まずは見通しをきちんと示していただきたいというのが、私の意見です。

○中村室長 委員御指摘の点は、ごもっともかと思えます。私ども警察庁におきましても、抽象的な掛け声で、いわば、言葉は悪いかもしれませんが、お付き合いのような形で進めるつもりは毛頭なくて、この政府全体の取組を踏まえて、ある意味、具体的な数値も念頭に置きながら作業を進めさせていただいてきております。

今、その関連の資料もというお話もございましたので、これは、取りまとめの内閣府なりからの提出依頼等も受けて、警察庁としても取りまとめた上で、委員の今の御指摘にも何がしかの形で答え得るような資料を追い追い提出させていただければと思います。

御指摘は、ごもっともです。抽象的にやります、やりますと言っても、ではどれだけ進むのか、あるいは結果的にどれぐらい進んだのかという検証も難しいですから、そこは数値的なものも手元に置きながら、これまでも進めさせていただいておりますし、しっかり進めていきたいと考えております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 是非、そういう方向で作業をお願いいたします。

○高橋部会長 どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

本日の御説明の中で、制度趣旨とか、事業者のニーズ、費用対効果というポイントごとに違いますけれども、いろんな理由が挙げられました。事業者のニーズについては、最初

に佐久間専門委員からあったように、オンライン化をすることが事業者ニーズに合うということ自体は、争いのないところだと思われまし、また、警察官の方々の働き方の効率化にもなるものだと思います。

費用対効果の費用については、システム改定をしなくても、現在の実務ではアプリで解決する、もっと費用の掛からない方法が出てありますので、そういった観点で検討していただきたいと思います。

最後に、制度趣旨についてですが、本日伺ったお話によりますと、届出という場を、直接、必要な指導・監督を行う機会として、現在、実務をされている、持って来させてやりとりして面接することが必要だ、という御説明を伺ったと思いますが、本来の届出ということだけであれば、オンライン化し、別途、直接必要な指導・監督を行うということが本来のあるべき姿ではないかと思ひます。警察庁において、直接、指導・監督を行う必要性については、誰も否定するところではないと思ひますので、そここのところの整理をしていただいてオンライン化を進めていただければと思ひます。

以上です。

○高橋部会長 これは、お願いだと思ひます。

私も、先ほどの点は気になりました。郵送やデジタル化ができる手続はあると思ひます。大もとの許可はなかなか難しいかもしれませんが、それ以外の手続は、実地で行くのが原則なので、別にその段階で委任状があるかどうか、特に申請の委任があるかどうかなど、余り確認をする必要もないと思ひます。郵送を認めて、削減するというお話だと思ひ、そこは抜本的に御検討をいただければと思ひますので、引き続き、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。それでは、今のお約束の資料も含めて、また、御検討をいただければと思ひます。

本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願ひいたします。

(警察庁 退室)

(農林水産省 入室)

○高橋部会長 お待たせいたしました。

それでは、引き続き、農林水産省より御説明を頂戴したいと思ひます。

農林水産省に対しては、資料2-2-1のとおり、論点メモを事前に送付しております論点に対する回答について御説明を頂戴したいと思ひます。

それでは、15分程度で御説明を頂戴したいと思ひます。

○山本審議官 農林水産省の審議官の山本でございます。

本日は、御指摘のございました手続、行政コストの削減の取組、特に当方では共通申請サービスを取り組んでおり、先日の行政手続部会で法人共通認証基盤の関係でも御説明をしたところでございますが、それを含め御説明をしたいと思ひます。

また、水産庁の関係は、以前から議論になっているところでございますので、それにつ

きましても、水産庁から御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

○安藤室長 情報管理室の安藤でございます。

資料2-2-2に基づいて御説明いたします。

まず、論点の1番目ですが、全体として、各府省と調整をするとされているけれども、具体的にどのようなことなのかということについては、回答にございますように、地方公共団体に係る行政手続におけます、今、農水省で開発を検討している農林水産省共通申請サービスの活用については、地方公共団体のシステム環境から共通申請サービスへ接続する必要がございますので、その技術的な事項としまして、総務省や内閣官房IT総合戦略室と調整をしているということでございます。

○廣野課長 引き続きまして、水産庁の漁業調整課長の廣野と申します。よろしくをお願いします。

次の2ページ目でございます。営業の許可・認可に係る漁業法に基づく部分でございます。

②、③、④、⑤についてお答えいたします。

まず、2つ目、漁業の許可手続についても共通申請サービス上で手続ができるように取り組むのかということでございます。

回答のほうにございますとおり、先ほど説明しました農水省で構築する共通申請サービスにおいて対応できるようにする予定でございます。

このため、手続を受ける都道府県の意見も踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、③のところでございます。

許可漁業に係る手続では、都道府県ごとに求める添付書類が異なっているというのが実態でございますが、答えのほうでございますけれども、こういう添付書類やローカル性があるものにも対応が可能な方向で検討してまいりますし、対応できるようにしていきたいと思っております。

また、これと並行して、以前から御指摘もいただいておりますが、他県でとっているけれども、そちらではとっていないというような、でこぼこがあるものについて、本当に必要かどうかということの削減についての検証、削減を要請してきているところがございます。これは、並行してやっていきたいと考えてございます。

また、④でございます。都道府県によって異なるいろんな添付書類について、書類の添付にも対応可能なのかという件と、デジタル化推進への添付書類の撤廃への取組ということでございますが、今、申し上げたことと重複しますが、添付書類をアップロードして提出できるように考えていきたいと思っております。

ただ、ここにありますが、現許可証・起業の認可指令書、例えば、これは免許を切りかえたときに、現行の免許を返してもらおうのと同じようなことについては省略ができないと

思っておりますが、それ以外の部分についてできるように考えていきたいと思っております。

また、先ほども申し上げたとおり、添付書類自体の削減についても引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

⑤でございますが、押印とか、添付書類の簡素化等で、都道府県の理解と協力を求めていくというお話をしておりました。そのことについてでございます。下の回答の⑤でございますが、これまでも通知、それから、いろんな会議で周知を行ってきたところでございます。引き続き、添付書類の簡素化については取り組んでまいりたいと思っております。

一方、押印省略につきましては、全体としてデジタル社会における押印見直しガイドを踏まえて検討を行うということにしておりましたが、本人確認の方法について、本年2月、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインとなってきましたので、こういうのを踏まえ、IDやパスワードを用いた方法というのを検討してまいりたいと考えてございます。

説明は、以上です。

○安藤室長 ⑥について、また、私から御説明いたします。

⑥につきましては、基本計画の目標時期と、共通申請サービスのタイミングのことでございますけれども、回答といたしまして、各種行政手続について、共通申請サービスの構築を待つことなく、事前の相談をメールで行う、標準的な書式、様式の提示、添付書類の省略等の業務見直しを進めているところでございまして、その取組の中で、2020年3月までに行政手続コストの20%削減を図る予定としております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質疑応答等をお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、まず、最初の自治体のところですが、これは、参加していただくというのは自治体なのですが、そういう意味では、自治体は基本的に理解と納得は得られているのかということをお聞きしたいのですが、そこはいかがございましょうか。

○安藤室長 今、共通申請サービスの構築を検討している段階でございますが、部会長からあったとおり、自治体の協力というのが大前提でございますので、先般も都道府県を通じて、こういうシステムを今、構築しているというようなことを説明しておきまして、協力依頼を行っておりますので、これから順次、それを積み重ねていって、多くの自治体が参加できるような仕組みにしていきたいと思っております。

○高橋部会長 自治体の反応は、いかがですか。

○安藤室長 いろいろ御意見は伺っておりますけれども、特にここにも論点になっていまず、端末の関係が、LGWANと呼ばれるシステムに接続されているものとか、また、インターネットに接続されているもの、その辺の環境を詰めないで、なかなか利用の判断が難しい

ということを伺っていますので、その辺を詰めていきたいと思っております。

追加で申し上げますと、この農水省の事務を電子的に行うことによりまして、関与している地方自治体の皆様の業務の効率化にもつながりますので、そういう意味では歓迎されているところではあります。

○高橋部会長 済みません、LGWANだと、なかなかつながりが難しいのですか。

○安藤室長 LGWAN自体は、総務省の関係団体のJ-LISと呼ばれるところが持っているシステムなのですが、そこと、こちらの共通申請サービスが、技術的に直接つなげることができないので、何らかの間をつなげる機能が必要と伺っておりまして、今、その辺を詰めているところではあります。

○高橋部会長 では、J-LISと詰めないといけない。そういう話ですね。

○安藤室長 おっしゃるとおりです。

○高橋部会長 では、よくJ-LISと詰めていただければと思います。

あと、J-LISとつながっているところ以外に乗っていただけるのですかね。ほとんどがJ-LISなのですか、自治体のシステム化というところは。

○安藤室長 そうですね、接続の方法は、J-LISのLGWAN経由とインターネットによるものがありますので、基本、LGWANでできるようにしていきたいと考えてはいるところではあります。

○高橋部会長 LGWANでやろうとしている自治体、それから、インターネットでやろうとしている自治体、それぞれのニーズがあると思いますので、是非、そこは漏れがないように、やはり、上からこうだというと、絶対失敗しますので、就労証明書の中には、我々は痛い思いをしましたので、厚生労働省で勝手に国が作ったら、全然自治体が乗ってくれない、使ってくれなくて苦労しているのです、そういう意味では、よく自治体のニーズを酌み取っていただいて、これなら乗れるという形で、是非システム構築をしていただければ、そこは、農水省は得意だと思いますので、是非やっていただければ有り難いと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それから、私ばかりで申しわけないのですが、添付書類の簡素化をやっていますというお話についてです。これは、実際に簡素化されたかどうかのフォローアップというのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○廣野課長 水産庁からお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、都道府県に対する会議等でいろいろおたくのところはほかより多いよみたいな話を含めて、お伝えしているところではありますけれども、なかなかどうなったかという刈り取りがまだ網羅的にはできておりませんので、そこについての調査もかけていきたいと思っております。

○高橋部会長 実際に減らないということがございます。これは観光庁もそうだったのですが、民泊のときに観光庁がこうだと言っても、自治体独自の問題意識が、担当者のところでおありですので、そこは丁寧に、場合によってはやり過ぎがあったら、本当にやり過ぎなのです、とはっきり指導していただきたい。そこは電子化の趣旨の助言をしっかりと

していただければと思います。手間はかかると思いますが、分権の時代、手間がかかるのはやむを得ないところです。昔と違うので、是非、その辺は御徹底をいただければと思います。

それから、⑤番ですが、ID/パスワード方式に変えていただけると理解してよろしいでしょうか。

○廣野課長 現状で、ID/パスワード方式がどういうものになるのかということもございますので、そういうものの出方を見ながら、使えるような方向で考えていきたいということで、今のところ結論を出しているという状況ではございませんが、検討してまいりたいと思っております。

○高橋部会長 ID/パスワードも1つが望ましいので、入れるとなったら、農水省独自のパスワードではなくて、他省庁のパスワードと一緒にしていただくということで御検討をいただければと思います。IT室、そういう御相談はしていただいているのでしょうか。

○奥田参事官 法人共通認証基盤の活用というところだと思いますので、そこは農業分野についてだけではなくて、漁業分野についてもいろいろと検討をいただければと思っております。

○山本審議官 法人共通認証基盤のお話は、この場でも御説明をさせていただきましたけれども、IT室の政府副CIOも含めまして、よく議論をして進めております。共通申請サービスを構築するに当たりまして、そこは十分認識をし、前回も御説明しましたように、使えるものは使うという方針で、その一方で、農業者にとってデメリットになるようなことがないようにということで、そこをうまく兼ね合いを考えながら検討していきたいと考えております。

○高橋部会長 是非、その辺は、ITを使いたいという人には簡単に使えるシステムにしていただければ有り難いと思います。

あと、それ以外の、今日御説明していただいたもの以外についても、ほぼ同じ形でしっかり進めていただけるということでよいでしょうか。これは、最終的には計測結果と、削減達成結果についてはしっかり2020年3月までお出しいただけるという理解でよろしいでしょうか。

○安藤室長 はい。これ以外の手続についても、同様に検討を進めてまいりたいと思いません。

○高橋部会長 検討というか、作業を実施していただけるということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかは、いかがでしょうか、何かあれば、ございませんか、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。お忙しいところ、何回もお呼びして申しわけございませんが、引き続き、よろしくお願ひいたします。

(農林水産省 退室)

○高橋部会長 本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の日程につきましては、また、事務局のほうから御連絡をさせていただきます。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(注記) 本部会は、当日の委員欠席により部会の定足数を満たさなかったが、議決事項がないため、予定通り、民間事業者及び省庁からのヒアリングを行った。